

独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見
(令和3年度)について

令和4年5月26日
公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者に独占禁止政策協力委員(定員150名)を委嘱するとともに、各地域の経済団体などとの懇談会を開催し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについて意見及び要望を聴取している。

令和3年度に寄せられた主な意見は、次のとおりである(地域ブロックごとの詳細は別紙参照)。

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大によるテレワークの推進に伴い、IT機器がかなり品薄の状態にある。中小企業もIT機器を導入しなければならないため、専門知識に疎い事業者が不利益を受けないように、抱き合わせ販売などが発生していないか注視してほしい。【北海道】
- ・ 携帯電話の契約が不透明で通信料が高額であることが長年問題視されてきたが、公正取引委員会や総務省の活動のおかげで大幅に改善された。公正取引委員会の活動は結果的に消費者保護に寄与するため、同委員会の今後の活動を大いに期待している。【関東】
- ・ 半導体製造装置の業界では、アメリカ大手の会社が日本大手の会社を買収しようとしたときに、中国の競争当局の審査が長引き、結局は実現しなかったことがあった。各国競争当局によって考え方に違いがあり、実際の運用にも違いがあるように感じている。公正取引委員会で国際連携を進めていただけると大変心強い。【近畿】

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574 (直通)
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- ・ 日本ではシステム開発を担うIT人材がベンダー企業に約7割集中しており、ユーザー企業には3割程度しかおらず、DXに関する知識の乏しい中小企業の多い地方ではベンダーロックイン問題が多く発生すると考えられる。当該問題は、取引の中で、優越的地位の濫用や下請法違反に該当する行為を行われやすくするおそれがあるため、公正取引委員会による監視をお願いしたい。【四国】

2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 地方都市ではキャッシュレス取引がまだまだ浸透していない。大都市における大手企業と地方都市における中小企業ではクレジットカード手数料などに格差が生じていることが、原因として挙げられる。公正取引委員会においては、競争政策の観点から、クレジットカード業界の構造及び顧客間の不当な格差について問題がないか調査してほしい。【北海道】
- ・ 先駆的な技術を開発したデジタル・プラットフォーム事業者は、経済全体に大きな影響力を持っている。確約手続などの排除措置命令以外の方法で個別の違反事件を処理する場合には、違反行為をした事業者と話し合いで解決を図っているように見えるので、その方法を選択した意図をしっかりと世間に発信する必要がある。【近畿】
- ・ デジタル分野における商取引について、巨大なデジタル・プラットフォーム事業者に対して、出店者が直接やり取りをするのは難しい。公正取引委員会には、問題となる事例を掲載するなどして、出店者の理解を深めてほしい。また、各地の商工会議所などの経済団体と協力してお互いの情報共有を密にしてほしい。【中国】
- ・ デジタル・プラットフォーム事業者の登場により、地方の中小企業の販路開拓や販路拡大が容易になったため、現状では、プラスの効果が働いていると言えるが、両者には交渉力に圧倒的な差がある。地方の中小企業が不当な不利益を被らないように、デジタル・プラットフォーム事業者の活動を引き続き注視してほしい。【九州】
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大によりデジタル化の進展が一層加速している一方で、デジタル市場に対する法律による規制が追い付いていない。そのような状況下で、公正取引委員会はデジタル市場の監視機能を果たしてほしい。【沖縄】

3 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 道内事業者の99.8パーセントは中小企業である。道内中小企業はコスト増に苦しんでいるが、当該企業の価格転嫁が進展しなければ北海道の経済の先行きも暗くなる。公正取引委員会は、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」に沿って中小企業への不当なしわ寄せを防止するための取組を更に推進してほしい。【北海道】
- ・ 消費税の転嫁拒否について、令和2年度の指導の件数が前年度に比べて著しく減ったのは、消費税増税時に公正取引委員会がしっかり対応した成果である。今後、インボイス制度の導入によって、元請が中小企業や個人事業主などに対して、インボイス取引への対応を強制させるなどの行為を行うおそれがあるので、消費税増税時と同様に注視してほしい。【関東】
- ・ 中小企業等が原材料の高騰に伴うコスト上昇を価格に転嫁できるかどうかは、世間一般で価格転嫁が許される雰囲気になっているかに依存する。周囲の企業が値下げを進める中では、このような価格転嫁が認められないことが多く、外部要因に左右される部分もある。【中部】
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で雇用が縮小し、厳しい条件でのアルバイトや、フリーランスとしての配達員などをせざるを得ない人が増えている。働き手の交渉力が低下する中で、フリーランスに対する優越的地位の濫用や労働者の賃金を低く統一するカルテルがないかを注視していく必要がある。【近畿】
- ・ 脱炭素社会に向けた動きとして、例えば自動車産業であれば、ガソリンエンジンからEVや水素エンジンへの転換が進み、目下、生産構造の転換が行われている。こうした局面においては、メーカーは利潤の最大化を目指すため、その取引先などにしわ寄せが行くことが懸念される。【中国】

4 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ コンビニエンスストア本部に対する実態調査やガイドラインの改正を確認すると、仕入数量の強制など過去の調査で指摘された問題が今回も報告されていることが分かる。公正取引委員会に対しては、当該実態調査等に基づく積極的な法運用を期待する。【東北】
- ・ 公正取引委員会が芸能事務所への注意やフリーランスに着目したガイドラインの策定などにより人材に関する競争政策を推進していることは、評価されるべき大きな成果である。人材の活用は企業間競争にも影響するため、競争政策の観点からも人材に着目して考え方を整理することはとても

有益である。【関東】

- ・ ソフトウェアの契約にはライセンス契約と保守契約があるが、当初ライセンス契約だけを締結し、数年後に保守が必要となり保守契約を申し込もうとすると、ライセンス契約を締結した時期に遡って契約締結を求められることがある。このような行為が適切であるのか疑問を感じるため、実態調査を行い、取引実態を明らかにしてほしい。【中部】
- ・ 学校生活において、学校を通じて購入する学用品や修学旅行などで高額な費用がかかる場面がある。公正取引委員会には、納入業者と学校との取引において、入札や相見積りにより事業者間の競争が有効に機能しているかなどを調べ、適正で透明性のある取引を後押ししてほしい。【四国】

5 広報・広聴活動について

- ・ 今の学生の多くは長い公表文などはあまり読まないが、動画であれば好んで視聴する。そのため、青少年向けの広報活動の一環として、積極的に動画を活用すべきである。公表文の解説動画を作成するなどしてはどうか。【東北】
- ・ 中小企業は、大企業から不公正な取引方法や下請法違反に該当する商取引を持ちかけられることがあり、自らをこれらの違反行為の被害者に相当すると考えることが多いだろう。一方、このような中小企業は、零細企業との取引においては、自らが違反行為者になり得ることを意識していないように思える。公正かつ自由な競争の促進のため、公正取引委員会には、これまで以上に、独占禁止法等が禁止する行為、同委員会の役割・相談体制等に関して、積極的に広報してほしい。【中国】
- ・ 独占禁止法や下請法に関心がある人や積極的に情報を入手する人だけでなく、より多くの人に独占禁止法等を理解してもらうためには、例えば、YouTubeで「あなたは、親事業者からの行為により、これだけ損している、不利である」というフレーズを入れたり、既に一定の視聴者がいるインフルエンサーを活用したりするなど工夫していくべきだろう。【九州】
- ・ 独占禁止法教室などの公正取引委員会の取組は、社会に出た際の基礎になるものであり、義務教育期間中に必ず一度は総合的な学習の時間などで勉強できる機会を設ける必要がある。新型コロナウイルス感染症拡大によりオンライン学習も導入されてきているので、AIも活用して、Q&A方式などで学習を進める中でストーリーが変化していくような、バーチャルで学べる疑似体験のソフトを準備してはどうか。【沖縄】

第1 北海道ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大によるテレワークの推進に伴い、IT機器がかなり品薄の状態にある。中小企業もIT機器を導入しなければならないため、専門知識に疎い事業者が不利益を受けないよう、抱き合わせ販売などが発生していないか注視してほしい。
- ・ 独占禁止法は消費者にとって直接的には関係がないものだと思っていたが、その執行の効果が消費者に恩恵をもたらしていることを知り、同法の重要性を認識した。新型コロナウイルス感染症のまん延が収束し再び経済が動き出した後も、公正取引委員会には引き続き事業者の活動を監視してほしい。
- ・ 農協が新しく事業を開始する者に対し、補助金の交付手続を行っているのだが、こういう場合に、農協が業者を指定していることがある。例えば、燃料などは、知り合いの業者に頼めば三分の一の値段で済むのに、農協が指定した業者からしか買えない。このような行為は排他的条件付取引や拘束条件付取引に該当するのではないか。

2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 地方都市ではキャッシュレス取引がまだまだ浸透していない。大都市における大手企業と地方都市における中小企業ではクレジットカード手数料などに格差が生じていることが、原因として挙げられる。公正取引委員会においては、競争政策の観点から、クレジットカード業界の構造及び顧客間の不当な格差について問題がないか調査してほしい。

3 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 道内事業者の99.8パーセントは中小企業である。道内中小企業はコスト増に苦しんでいるが、当該企業の価格転嫁が進展しなければ北海道の経済の先行きも暗くなる。公正取引委員会は、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」に沿って中小企業への不当なしわ寄せを防止するための取組を更に推進してほしい。
- ・ 建設工場の現場において、下請事業者が、元請事業者から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大地域から職人を派遣させないよう指示を受けたり、職人などが感染した場合にはペナルティを課す旨の指示を暗に受けたりしたことがあったと聞いた。公正取引委員会は、このような不当な要請について注視するとともに、優越的地位の濫用などの広報活動

を引き続き展開してほしい。

4 公正取引委員会の広報・広聴活動の改善点について

- ・ 特に優越的地位の濫用について、濫用行為を行う側も受ける側もその行為が独占禁止法違反であるとの認識がないと感じる。特に、受ける側は、当該行為を当然のことと思っている。公正取引委員会が独占禁止法教室や研修などを行うことで、広く一般に違反行為を認識してもらうことが大事である。引き続き広報活動に力を入れてほしい。
- ・ 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」が公表されたものの、フリーランスは自身の取引が適正に行われているのかどうか理解していないのではないか。どのような行為が独占禁止法上問題になるのかフリーランス自身に理解してもらうため、当該ガイドラインの普及啓発に努めてほしい。

第2 東北ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会は、「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」（以下「特例法」という。）の適用の際に、主務大臣との事前協議や事後の（適合命令の請求の）規定に基づき、厳正に判断してほしい。

2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 経済のデジタル化の進展の懸念点は、私たちには、デジタルの世界の中でどのようなことが行われているのか見えないことにある。公正取引委員会には、経済のデジタル化の進展の裏側を明らかにし、その動きを踏まえて監視した上で、関係する企業間で公正な競争ができるよう注視してほしい。
- ・ 巨大IT企業やデジタル・プラットフォーム事業者は、ベンチャー企業やスタートアップ企業について、積極的に買収や提携を進めている。このような動きは、技術力や研究開発能力が高い有望な企業の囲い込みであり、このような企業の技術や成果を不当に搾取しているのではないかと懸念している。

3 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 新型コロナウイルス感染症による不況の中で、今後の仕事につなげたいという中小零細企業の心理に付け込み、発注元の企業が不適正な料金設定や追加料金の未払いなどを行う旨の話聞く。不況のしわ寄せが中小零細企業に行かないよう、引き続き目を光らせてほしい。
- ・ 携帯電話の代理店は、携帯キャリアから、店舗統廃合や特定の事業者への傘下に入ることの強要など様々な不利益を被っており、その中には、優越的地位の濫用の疑いがあると思われる事案も散見される。

4 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ コンビニエンスストア本部に対する実態調査やガイドラインの改正を確認すると、仕入数量の強制など過去の調査で指摘された問題が今回も報告されていることが分かる。公正取引委員会に対しては、当該実態調査等に基づく積極的な法運用を期待する。

5 公正取引委員会の広報・広聴活動の改善点について

- ・ 公正取引委員会で行った独占禁止法違反事件などの活動は人間ドラマにあふれているため、ドラマにしてYouTubeで配信したら面白く、世間の耳目を集めるのではないか。
- ・ 今の学生の多くは長い公表文などはあまり読まないが、動画であれば好んで視聴する。そのため、青少年向けの広報活動の一環として、積極的に動画を活用すべきである。公表文の解説動画を作成するなどしてはどうか。

第3 関東甲信越ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 携帯電話の契約が不透明で通信料が高額であることが長年問題視されてきたが、公正取引委員会や総務省の活動のおかげで大幅に改善された。公正取引委員会の活動は結果的に消費者保護に寄与するため、同委員会の今後の活動を大いに期待している。
- ・ イノベーションやベンチャーには知的財産が絡むことが多いが、「支援する大学と支援を受ける起業家の間」や「起業家内のビジネスパートナー間」において、知的財産の帰属や、経営への介入などの問題が生じる場合がある。そのため、公正取引委員会には方針を示すなどし、ベンチャーの育成に寄与していただきたい。
- ・ 最近ではSDGsやカーボンニュートラルなどの環境配慮が注目されているところ、社会経済環境の変化に対応するためのコスト負担を巡って優越的地位の濫用などの問題が生じるのではないかと危惧しているため、未然防止の観点から公正取引委員会による監視を期待する。

2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ ダイナミックプライシングの考え方が浸透する中、価格設定や評価ランキングにデジタル化の波が押し寄せている。しかしながら、公共交通機関といった生活のインフラなどには、必ずしも需給に応じた価格設定は適さない。公正取引委員会は、ダイナミックプライシングを導入した結果、市場がどのような状況になるのか注視してほしい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で実店舗での売上げが縮小し、オンラインショッピングモールに出店する中小事業者が増加している。しかし、一定の還元率の設定に加え、ポイント還元キャンペーンへの協力要請などにより、出店者の利益が減少し事業拡大のための再投資ができないと聞く。デジタル・プラットフォーム事業者による利益搾取は中小事業者の成長阻害要因となりかねない。

3 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ ゲームソフトやアプリケーションなどの技術開発の分野において、パートナー同士の力関係を背景に、権利の不当な帰属や利用が生じていると聞く。公正取引委員会は、力の強い企業がパートナーの利益を毀損させるような行為を行わないように監視してほしい。
- ・ 消費税の転嫁拒否について、令和2年度の指導の件数が前年度に比べ

て著しく減ったのは、消費税増税時に公正取引委員会がしっかり対応した成果である。今後、インボイス制度の導入によって、元請が中小企業や個人事業主などに対して、インボイス取引への対応を強制させるなどの行為を行うおそれがあるので、消費税増税時と同様に注視してほしい。

4 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 環境保護に関する実態調査を行ってはどうか。例えば、企業が環境に配慮しているかのように見せかけて実は自己の利益を最大化しているような現象（いわゆるグリーンウォッシュ）について、欧州を中心に議論が進んでいる。競争政策の観点から、このような実態をまずは把握してはどうか。
- ・ 公正取引委員会が芸能事務所への注意やフリーランスに着目したガイドラインの策定などにより人材に関する競争政策を推進していることは、評価されるべき大きな成果である。人材の活用は企業間競争にも影響するため、競争政策の観点からも人材に着目して考え方を整理することはとても有益である。

5 公正取引委員会の広報・広聴活動の改善点について

- ・ 最近、公正取引委員会ではYouTubeやSNSを活用するなど新たな広報活動に取り組んでいるが、まだまだ消費者には馴染みが薄く、一層の工夫が求められる。例えば、公表文は事柄を正確に表そうとするあまりに文章が長くなっており、硬苦しく感じるため、インパクトが大きくなるよう簡潔・明瞭に表現した方が良い。
- ・ 消費者は能動的に公正取引委員会のウェブサイトやSNSにアクセスしようとしないので、情報発信したつもりでも実際は情報がほとんど届いていないと思われる。誰に向けてどのように情報発信することが最善なのか今一度見直すべきではないか。例えば、経営者層に情報発信するならば、商工会議所などの会報誌への掲載が効果的である。
- ・ 全国に22ある適格消費者団体や全国消費生活相談員協会、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会との意見交換会を定期的に行うようにすれば消費者相談の詳細な情報が得られるだろう。
- ・ 法令の普及啓発や相談対応のために「独占禁止法相談ネットワーク」を構築し、全国の商工会議所・商工会と連携していることは興味深い。商工会議所では経営指導員を配置して会員事業者からの各種相談に応じているので、経営指導員研修のように、経営指導員が独占禁止法や下請法を学べる機会を提供していただければありがたい。

第4 中部ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 一体化しないと生き残れない地域銀行もあり、当該地域銀行には合併を認める必要があるだろう。その場合、信用金庫や都銀などの他の金融機関との競争が維持できるかを確認する必要がある。

2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 公正取引委員会は、非常に大きな力を持つデジタル・プラットフォーム事業者に対し、厳しく対応する方針を示しており、このことは支持に値する。
- ・ デジタル・プラットフォーム事業者がビッグデータを活用することは消費者の便益に適っており、一律に規制することはイノベーションの阻害にもつながる。問題はビッグデータから個人情報を出ることができる点にある。欧州での規制案のように消費者が個人情報の利用を拒否できる仕組みがあるとよい。

3 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 中小企業等が原材料の高騰に伴うコスト上昇を価格に転嫁できるかどうかは、世間一般で価格転嫁が許される雰囲気になっているかに依存する。周囲の企業が値下げを進める中では、このような価格転嫁が認められないことが多く、外部要因に左右される部分もある。
- ・ 買い手は1円でも安く購入したく、売り手は1円でも高く販売したい。この認識の違いにより不当な取引が発生する。過去には当社も主要取引先から買ったたき要請を受けたことがあるところ、同社は当社との取引量の減少等をちらつかせ、当該要請を受けざるを得ない状況に誘導された。このような買ったたきは下請法違反行為である旨を周知してほしい。
- ・ 最低賃金の引上げにより労働コストが上がる場合、発注元との工賃引上げ交渉が必要だが、発注元は自社のコストを抑えるために工賃引上げに応じてくれないことが多い。そこで、当団体は、中小事業者等取引適正化推進アクションプランにおける最低賃金の引上げに関する下請法Q&Aを会員に周知していきたい。
- ・ 今後経済が回復していくと考えられるが、その中での課題として、原材料の高騰で中小企業等の利益が非常に圧迫されることが挙げられる。発注元が価格の転嫁を認めることはそれほど多くないため、公正取引委員会による取引環境の監視・是正を期待する。

4 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ ソフトウェアの契約にはライセンス契約と保守契約があるが、当初ライセンス契約だけを締結し、数年後に保守が必要となり保守契約を申し込もうとすると、ライセンス契約を締結した時期に遡って契約締結を求められることがある。このような行為が適切であるのか疑問を感じるため、実態調査を行い、取引実態を明らかにしてほしい。
- ・ システム保守のため、システム管理者には自社データを非公開にすることはできない。そのため、システム管理・提供事業者は、取引先のデータの活用が可能である。当該問題を調査してはどうか。

5 公正取引委員会の広報・広聴活動の改善点について

- ・ 公正取引委員会の広報活動に関して、自分が知りたいことがどこに揭示されているのか分かりにくい。公正取引委員会について調べたい時や、公正取引委員会に相談したい時の窓口を分かりやすく揭示したほうがよい。
- ・ 周りの事業者は公正取引委員会の存在及び活動内容を理解している。公正取引委員会のホームページを訪れる者は、違反行為に該当するのか知りたい、同業者の行為に問題を感じているなど目的意識を持っている人が多いため、必要な情報が探しやすいようなホームページがよいのではないか。
- ・ 独占禁止法や下請法に関して、インターネットでも気軽に勉強できる機会を作してほしい。オンラインでは気軽に説明が聞けるためこのような機会があればぜひ活用したい。

第5 近畿ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 半導体製造装置の業界では、アメリカ大手の会社が日本大手の会社を買収しようとしたときに、中国の競争当局の審査が長引き、結局は実現しなかったことがあった。各国競争当局によって考え方に違いがあり、実際の運用にも違いがあることがあるように感じている。公正取引委員会で国際連携を進めていただけると大変心強い。
- ・ 特例法は、地域の交通機関間の共同運行について、一定の場合には独占禁止法の適用を除外する。共同運行は、コスト削減に繋がり、赤字路線の維持を可能にするため、地域の交通機関だけでなく、地域住民にとってもありがたい制度である。
- ・ 課徴金減算制度における減算率の決定に当たっては、公正取引委員会が知らなかった情報を提供するなどして公正取引委員会の調査に協力した度合いが評価されるとのことだが、具体的な基準について周知を図ってほしい。

2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 先駆的な技術を開発したデジタル・プラットフォーム事業者は、経済全体に大きな影響力を持っている。確約手続などの排除措置命令以外の方法で個別の違反事件を処理する場合には、違反行為をした事業者と話し合いで解決を図っているように見えるので、その方法を選択した意図をしっかりと世間に発信する必要がある。
- ・ デジタル・プラットフォーム事業者とユーザーとの間に情報の非対称性が生まれており、競争政策を適切に運用していく必要性は従前より高まっている。当該事業者は無料でサービスを提供していると謳っているが、ユーザーから経済的価値があるデータを収集しており、実質的には有料でサービスを提供しているといえるだろう。

3 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 電子基板などの業界における国内取引では、手形決済は減っている。また、歩引きのような話はすっかり聞かなくなった。こういった取引条件が整備されたことには、公正取引委員会の下請取引に関する書面調査が効いているだろう。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で雇用が縮小し、厳しい条件でのアルバイトや、フリーランスとしての配達員などをせざるを得ない人が増えている。働き手の交渉力が低下する中で、フリーランスに対する優越

的地位の濫用や労働者の賃金を低く統一するカルテルがないかを注視していく必要がある。

- ・ 令和5年10月からインボイス制度が導入されると、課税事業者は小規模な免税事業者から仕入れた際、その取引の仕入税額の控除ができなくなるため、小規模な免税事業者は否応なしに取引の中から除かれてしまうのではないかと懸念している。公正取引委員会には、小規模な免税事業者が不当に不利益を被らないように監視してほしい。

4 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 公正取引委員会は、これまで農協に関しては多くの事件に取り組むなど積極的に対応していると思うが、漁協の体質もまた古いままと感じている。漁協に対しても取組を進めてもらいたい。
- ・ 今後、多くの企業は、IT企業やフリーランスと契約する機会が増えていく。時代の変化の中で方向性を模索していた企業にとって、公正取引委員会が公表した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」は、大いに参考になるだろう。

5 公正取引委員会の広報・広聴活動の改善点について

- ・ 公正取引委員会のSNSについて、いわゆる「公式チャンネル」であり、「こういう情報があるのか」という印象を持つに留まる。消費者には知られていない可能性があり、難しい取組であろうとは理解するが、より多くのフォロワーを集められるよう発信方法を工夫する必要がある。
- ・ 学生への周知活動は、効果が出るまで時間がかかるので、長く継続しないといけない。また、大学への独占禁止法教室は、法学部や経済学部だけでなく、いわゆる実学と呼ばれる分野の学部にもPRしていくと良いのではないか。

第6 中国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 非常に複雑な取引が行われている現状において、公正取引委員会は、より大きな組織に成長し、色々な役所が関係する取引に対し、横断的に対応する役割を担ってほしい。

2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者は、我々消費者がどのようなものに興味があるのかという情報を収集しており、それを活用して大きな利益を得ているが、その利益が消費者に還元されるような仕組みが必要なのではないか。
- ・ デジタル分野における商取引について、巨大なデジタル・プラットフォーム事業者に対して、出店者が直接やり取りをするのは難しい。公正取引委員会には、問題となる事例を掲載するなどして、出店者の理解を深めてほしい。また、各地の商工会議所などの経済団体と協力してお互いの情報共有を密にしてほしい。

3 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 脱炭素社会に向けた動きとして、例えば自動車産業であれば、ガソリンエンジンからEVや水素エンジンへの転換が進み、目下、生産構造の転換が行われている。こうした局面においては、メーカーは利潤の最大化を目指すため、その取引先などにしわ寄せが行くことが懸念される。
- ・ 地方と都会の情報の格差は大きく、中央省庁の取組は地方にはなかなか伝わらない。中小企業対策は非常に大切だが、下請法を知らない中小企業は多いだろう。また、地方の中小企業は、取引先から下請法に違反するような行為を受けたとしても、取引の継続を優先し、当該行為を許容してしまう傾向があるのではないか。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、海外の部品メーカーから部品の仕入れが難しくなった。また、原材料価格の高騰により資材の入手も困難になっている。通常より高い値段で購入しても、元請に増加分のコスト負担を求めることができない。最終消費者に価格を転嫁することも難しく、結局、下請事業者にしわ寄せが行くことになる。
- ・ 特にコロナ禍において、フリーランスが安心して働ける環境、また、地方の事業者にとっても優秀な方が継続的に企業活動に参加できるような環境というのが、地方経済の活性化に大きな意味を持つと考えている。フリーランスの問題について、ガイドラインの制定・運用にとどまらず、

より一層の広報活動をお願いしたい。

- ・ 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口（フリーダイヤル化）」の取組については、特に下請事業者には有効な手段だと思われるため、当商工会議所が発行している機関紙又はホームページに掲載したい。

4 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 特例法の施行後、熊本市の路線バス事業者が、独占禁止法の適用除外を求めて申請、認可され、今後、運行本数や路線の分担などについて調整すると聞いている。事業者にとっては経営改善になるのだろうが、逆に消費者にとって利用しにくい状況が生まれてはいけないため、消費者の不利益を払拭できるような判断をしてほしい。

5 公正取引委員会の広報・広聴活動の改善点について

- ・ 中小企業は、大企業から不公正な取引方法や下請法違反に該当する商取引を持ちかけられることがあり、自らをこれらの違反行為の被害者に相当すると考えることが多いだろう。一方、このような中小企業は、零細企業との取引においては、自らが違反行為者になり得ることを意識していないように思える。公正かつ自由な競争の促進のため、公正取引委員会には、これまで以上に、独占禁止法等が禁止する行為、同委員会の役割・相談体制等に関して、積極的に広報してほしい。
- ・ 個人事業主・フリーランスは、下請法などの法令についての内容を理解しないまま、仕事を請け負い、元請からの不当な要求に従わざるを得ない場合がある。下請法などに関して、Q&Aのような動画を作成してほしい。
- ・ 個人事業主やフリーランスは、下請法などの法令について、自ら学ばなくてはならないが、そのような時間が彼らにはない。そのため、個人事業主等は法律の内容を理解しないまま、仕事を請け負い、元請からの不当な要求に従わざるを得ない場合がある。よって、公正取引委員会には個人事業主、フリーランスに対する独占禁止法や下請法の違反行為に関する周知啓発活動を積極的に行っていただきたい。

第7 四国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 日本ではシステム開発を担うIT人材がベンダー企業に約7割集中しており、ユーザー企業には3割程度しかおらず、DXに関する知識の乏しい中小企業の多い地方ではベンダーロックイン問題が多く発生すると考えられる。当該問題は、取引の中で、優越的地位の濫用や下請法違反に該当する行為を行われやすくするおそれがあるため、公正取引委員会による監視をお願いしたい。
- ・ 公正取引委員会が2020年9月2日公表したコンビニ本部と加盟店との取引などに関する実態調査報告書において、コンビニ1店舗当たりの廃棄物の金額などの細かい内容までしっかりと調査した上で、ガイドラインの作成に当たっていると知り、大変感心した。SDGs（持続可能な開発目標）の観点からも利用価値のあるデータである。
- ・ 資本力のある大企業は多角的に事業を展開している場合が多く、ある事業分野で赤字を計上したとしても、他の事業分野で補填できる。そのため、仕入れ値よりも低い価格で販売できることから、当該商品を専門で扱っている企業は太刀打ちできない。このような地方の中小零細企業の経営は厳しいため、不当販売等が行われていないか、より厳しく監視してほしい。

2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 高額な値段設定について、特にデジタル広告分野においては手数料や単価が不透明であるという問題がある。また、手数料や単価の透明性が確保されたとしても、当該手数料や単価が妥当な価格であるのかという問題は残る。諸外国の競争当局に倣い、不当に高い価格を付ける行為への対応について、考え方を整理してほしい。
- ・ 巨大デジタル・プラットフォーム事業者の影響力は多大で、出店者は従属的地位となりがちである。当該事業者が力関係を利用して、一部の出店者を締め出したり不利な状況に置いたりすることは優越的地位の濫用に当たるだけでなく、消費者の選択肢を狭めることにもなるため、今後も厳しく監視し、公正な取引関係の形成に努めてほしい。

3 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大によって、あらゆる業界で厳しい経営状況が続いている。事業者の中には、この状況に上手く対処できているものとそうでないものがあり、二極化が進んでいるため、その立場の違い

により、強者が弱者から搾取するような不公正な力が働きやすい環境になっているのではないかと懸念している。

- ・ 中小企業において最低賃金の引き上げに対応するには、取引先や元請けに適切な価格で商品やサービスを納入することが重要となる。そのような今日的意義を十分踏まえ、納入価格において買ったたきがないかどうかなどを監視する公正取引委員会への期待はますます大きくなっており、職責を果たすようお願いしたい。

4 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 学校生活において、学校を通じて購入する学用品や修学旅行などで高額な費用がかかる場面がある。公正取引委員会には、納入業者と学校との取引において、入札や相見積りにより事業者間の競争が有効に機能しているかなどを調べ、適正で透明性のある取引を後押ししてほしい。

5 公正取引委員会の広報・広聴活動の改善点について

- ・ 海外の競争当局のホームページを見たところ、多くはトップページに新型コロナウイルス感染症に関する諸問題についてのQ&Aを掲載している。公正取引委員会の存在を知らせるという意味からも、新型コロナウイルス感染症関連の情報をこれまで以上に積極的に発信したほうがよいのではないか。
- ・ 当社の紙面検索データベースにおいて、今年、公正取引委員会に関連する記事を検索したところ、ヒットしたのはいずれも公正取引委員会の全体的な報道発表であり、四国支所発の記事が無かった。独占禁止法教室などの独占禁止法関係の普及・啓発活動について、四国4県それぞれで複数回開催し、ニュースとして報道されるような努力をしてもらえれば、四国支所の存在意義は増していくのではないか。

第8 九州ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 入札談合事案に比べカルテル事案に対する措置が減っているという印象があり、これまでの事件の措置公表による抑止力が効果的に働いているのであればよいが、例えば、リニエンシー件数の減少など別の要因がないか、検証し、今後の法執行に活かしてほしい。
- ・ 競争促進の観点から農業協同組合の組合員に対する出荷先制限を問題視する趣旨は分かるが、農業分野においては、産地間競争のために農産物のブランド化を通じて競争力を高める取組も重要である。そうした観点からは農業協同組合としてある程度の出荷量を確保していく必要もあるように感じている。
- ・ 特例法の施行により乗合バス事業者及び地域銀行の合併、共同経営については独占禁止法の適用除外となったが、タクシーのように住民にとって欠かすことのできないサービスを展開する事業者間の企業結合についても、共倒れにならないように企業結合を認めるべきである。

2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者の登場により、地方の中小企業の販路開拓や販路拡大が容易になったため、現状では、プラスの効果が働いていると言えるが、両者には交渉力に圧倒的な差がある。地方の中小企業が不当な不利益を被らないように、デジタル・プラットフォーム事業者の活動を引き続き注視してほしい。
- ・ DXの推進には、多額の設備投資が必要になるが、ベンダー企業とユーザー企業との間に情報格差があり、ユーザー企業は適正価格が分からないため、ベンダー企業の提示する価格で契約せざるを得ない。また、契約後に多額の維持管理費用がかかるが、スイッチングコストが高いため当初契約したベンダー企業に事実上ロックインされてしまう。

3 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 当社は製造業者であるが、販売先である卸売業者とさらにその販売先である小売業者との間で、欠品した商品の売上げ相当額を補償する契約（以下「欠品ルール」という。）を締結していることがある。その際、卸売業者は、製造業者との間で交わす契約書に欠品ルールに関する内容を盛り込むなどして、欠品ルールに基づく損失補償を製造業者に転嫁する商慣行があり、非常に困っている。
- ・ 地方ではどの業種も人手不足は深刻である。特に一人親方のような専

門的技術を有する個人事業者との下請取引では、下請事業者側が仕事を
選ぶ時代になっており、優劣関係が逆転していると感じることがある。

- ・ 下請法の運用において、一定の要件の下、親事業者が下請法違反を自
発的に申し出れば勧告公表しない取扱いがなされており、事業者を利用
されているが、レピュテーションリスクを気にする大企業には利用のイ
ンセンティブが働いても、そうしたリスクをあまり気にしない中堅・中
小企業には利用のインセンティブは働かないので、何らかの工夫が必要
だろう。

4 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 「アルゴリズム/AIと競争政策」（デジタル市場における競争政策
に関する研究会報告書）について、より具体的にどの程度の事業者が価
格設定や生産量の決定においてアルゴリズムやAIを利用しているのか、
また、将来の利用の見込み等について更なる実態調査してみてもどうか。
- ・ キャッシュレス化の進展を踏まえ、平成31年に公表したクレジット
カードに関する取引実態調査で指摘されていた問題のフォローアップや
QRコード決済事業者と加盟店との取引実態について調査していく必要が
あるのではないかと。

5 公正取引委員会の広報・広聴活動の改善点について

- ・ 働き方が多様化する中、立場の弱いフリーランスが声を上げやすい・
相談しやすい環境作りが重要である。フリーランス向けにスキルアップ
のための講習会やスタートアップが集まる場に公正取引委員会が出向い
て、独占禁止法や下請法に関する講習を行うことが有意義である。
- ・ 独占禁止法や下請法に関心がある人や積極的に情報を入手する人だけ
でなく、より多くの人に独占禁止法等を理解してもらうためには、例え
ば、YouTubeで「あなたは、親事業者からの行為により、これだけ損し
ている、不利である」というフレーズを入れたり、既に一定の視聴者が
いるインフルエンサーを活用したりするなど工夫していくべきだろう。

第9 沖縄ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者によるレストランやホテルなどの「口コミ・評価サイト」における、利用事業者に対する星の数などの評価が、どういう基準で付けられたものであるかがよく分からない。公正取引委員会は、虚偽に基づく評価はサイト運営事業者に訂正させるなどの対応を速やかに行ってほしい。

2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大によりデジタル化の進展が一層加速している一方で、デジタル市場に対する法律による規制が追い付いていない。そのような状況下で、公正取引委員会はデジタル市場の監視機能を果たしてほしい。

3 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 沖縄経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、基幹産業である観光業を中心に大きな打撃を受けている。親事業者の事業悪化は、下請事業者との取引に影響を及ぼすので、適正な取引が行われているか監視をしていく必要があると考える。

4 公正取引委員会の広報・広聴活動の改善点について

- ・ 独占禁止法教室などの公正取引委員会の取組は、社会に出た際の基礎になるものであり、義務教育期間中に必ず一度は総合的な学習の時間などで勉強できる機会を設ける必要がある。新型コロナウイルス感染症拡大によりオンライン学習も導入されてきているので、AIも活用して、Q&A方式などで学習を進める中でストーリーが変化していくような、バーチャルで学べる疑似体験のソフトを準備してはどうか。
- ・ 優越的地位の濫用、消費税転嫁、下請法における買ったときや利益提供要請などの違反行為は、現場の担当者だけではなく、経営者層にも高い遵法意識を求めるべきである。業界団体など、企業の経営者層が出席する場での広報など、経営者層に届くような広報をすることが必要である。